

令和8年度食品衛生基準研究事業
実施方針

消費者庁
令和7年8月

研究事業名	食品衛生基準科学研究 食品安全科学研究事業
主管部局・課室名	食品衛生基準審査課及び食品表示課

I 実施方針の骨子

1 研究事業の概要

(1) 研究事業の目的・目標

【背景】

食品の安全性確保については、国民の健康を守るために極めて重要であり、多くの国民が高い関心をもっている。また、残留農薬や動物用医薬品の残留等基準値の設定や、食品添加物の使用基準等の設定については国民の関心が高く、科学的根拠に基づき適切に設定する必要がある。消費者庁は、食品のリスク分析（リスク評価、リスク管理、リスクコミュニケーション）の考え方に基づき食品のリスク管理機関として位置づけられており、行政課題として以下が挙げられる。

- ・食品等（畜水産食品、食品添加物、残留農薬、食品汚染物質、器具・容器包装、新開発食品等）の規格基準・表示基準の策定
- ・食品安全施策に係る効果的なリスクコミュニケーションの実施

本事業では、改正食品衛生法の施行を背景とする新しい食品衛生施策も含め、食品行政のうち、食品衛生基準行政を中心に、科学的な根拠に基づいて推進するための研究を実施する必要がある。

【事業目標】

- ① 科学的根拠に基づく食品衛生基準行政に関する施策の企画立案・評価を含めて日本国内で活用・普及することによって、食品安全に係る施策の基本的な枠組みを強化し、食品の規格基準の策定等に資すること。
- ② 外交交渉や、国際機関への提供などを含めた国際貢献等への活用を資すること。
- ③ その他、食品の安全性確保に係る研究の実施に資すること。

【研究の範囲】

以下の視点に基づいた研究を推進していく。

※各研究については視点をまたぐものもある。

○改正食品衛生法に基づく新たな食品安全施策の推進

- ・食品の適正なリスク管理に必要な、食品等の規格基準を設定するための科学的根拠を確立する研究

○食品衛生基準に係る国際化対応

- ・最近の国際的動向を踏まえた、食品安全行政における国際調和と科学的根拠に裏付けされる施策の推進に資する研究

○多様化・高度化する食品技術への対応

- ・フードテックを応用して得られた新開発食品に対する先駆的な調査検討による安全性確保のための研究
- ・最新の科学的知見に基づいた各種試験方法の改良・開発に資する研究

- ・ 国民や事業者等に対して効果的にリスクコミュニケーションを行うための手法等の開発に関する研究
- 時代に即した食品表示への対応
 - ・ 最新の食品安全及び健康・栄養政策をめぐる動向や科学的知見を踏まえた時代に即した食品表示基準の策定に資する研究
- 食品安全研究全体の総合的推進
 - ・ 食品の安全確保推進研究事業の総合的推進に関する研究

【期待されるアウトプット】

- ・ 国内流通食品等における、食品衛生上の問題発生 of 未然防止を図る。
- ・ 食品の基準や安全性に関する審議会等の審議資料等の根拠として活用し、食品衛生・食品表示に関する法令改正の検討や通知等の発出につなげる。
- ・ 食品安全に関連する科学的知見や考察をとりまとめ、国際機関（コーデックス等）の外交交渉の場において使用される資料を作成する。
- ・ 国際食品規格の策定に関し、日本政府の対応・貢献に対する専門的助言を行う。

【期待されるアウトカム】

- ・ 得られた研究成果を食品衛生法に基づく衛生規制等に反映することにより、食品の安全対策が一層強化された仕組みとなることが期待される。
- ・ 国際機関への情報提供などを通じて、食品安全の向上に関する国際貢献においてわが国が高い評価を得ることが期待される。
- ・ 効果的なリスクコミュニケーションや消費者への情報提供の手法の開発、実施等を通じて、消費者、食品事業者、行政等の関係者が相互に信頼できる食品安全施策の実施が期待される。

(2) これまでの研究成果を政策等に活用又は実用化に向けた取組を行った事例

【課題名】 食品中の放射性物質等検査システムの評価手法の開発に関する研究（令和2～4年度）

【概要及び成果】 食品中の放射性物質の非破壊検査法の評価・検討を行うほか、消費者への効果的な情報発信の方法について検討を行い、非破壊検査法の通知発出やホームページにおける検査結果の情報発信の方法の改善に寄与。

【課題名】 食品中の動物用医薬品等の新たな評価管理手法の導入のための研究（令和3～5年度）

【概要及び成果】 畜産物中の動物用医薬品等の短期暴露評価について、海外の情報を踏まえ、国内の畜産物を対象とした短期暴露評価の導入に資する必要なデータセットや評価手法についての考え方を検討し、ガイダンス等を作成。

2 令和8年度に推進する研究課題

詳細は食品衛生基準科学研究費補助金公募要項にて示すこととするが、概ね以下の内容の研究課題を今後公募することとする。

- 食品中残留農薬、食品添加物や食品の生物学的ハザード等に係る試験法の検討・開発、安全性の確保に向けた研究
- 機能性表示食品の信頼性向上及び安全性確保の推進に資する研究
- その他、食品衛生基準行政に資する研究

II 参考

- 1 研究事業と各戦略（新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画・フォローアップ、成長戦略、骨太方針、統合イノベーション戦略、健康・医療戦略）との関係

【バイオエコノミー戦略】（令和6年6月3日統合イノベーション戦略推進会議決定）

4. バイオエコノミー市場拡大に向けた施策

(1) バイオものづくり・バイオ由来製品

1) 市場領域全体の動向

近年になって、遺伝子技術を活用して微生物や動植物の細胞等によって目的物質を生産する「バイオものづくり」は世界中で注目され、社会実装に向けた技術開発が急速に進んでいる。

2) 個別の産業領域について

世界的な人口増加に対応した食料供給や環境保護等の社会課題に対し、プラントベースフード、昆虫を活用した食品、ゲノム編集技術により得られた農林水産物、細胞性食品、微生物を活用した食品、精密発酵技術の活用や藻類の資源化等、様々なタンパク質資源の活用技術や生産性の高い品種の開発等が進められている。

【健康・医療戦略】（令和7年2月18日閣議決定）

IV 具体的施策

4. 6 健康長寿社会の形成に資する新産業創出及び国際展開の促進等

4. 6-1 新産業創出

○ 個別の領域の取組

（健康な食、地域資源の活用）

機能性表示食品については、2024年8月にその制度の信頼を高めるための改正を行ったところであり、これを含む保健機能食品制度の適切な運用を通じて、国民の健康の維持・増進に資するようにするとともに、消費者が適切に選択できるよう、機能性表示食品に係る情報提供を充実させる。

【消費者基本計画】（令和7年3月18日閣議決定）

第4章 消費者政策における基本的な施策

2. 消費者の安全及び自主的かつ合理的な選択の機会の確保

(1) 消費者の安全の確保

③ 食品の安全性の確保

食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）、食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）等に基づき、食品の安全性の確保に関する施策を総合的に推進する。2024 年度から、食品安全に関するリスク管理部門の一部を消費者庁が担うこととなったが、引き続き、食品安全行政に関する関係府省連絡会議の開催や食品安全に関するリスクコミュニケーションの取組の推進など関係府省庁間における連携の強化を図るとともに、緊急時には政府一丸となった対応により、被害の予防及び拡大防止に努めていく。

2 他の研究事業（他省庁研究事業）との関係

なし。

Ⅲ 研究事業の評価（案）

(1) 必要性の観点から	<p>食品は、全ての人が健康的な生活を送るための基本であるため、その規制を行う食品衛生基準は、常に国民が高い関心をもっている。さらに、細胞培養食品等新たな食品技術の急速な進展があり、安全性の観点からその技術の検証に資する科学データを収集・分析していく必要性が高い。</p> <p>消費者庁は食品安全行政の「リスク管理機関」と位置づけられており、本研究事業において食品の安全性の確保を目的として、大学等の研究機関における研究を更に促進し、リスクの把握と食品基準の遵守や検査法の有効性の検証、国際協調・貢献、リスクコミュニケーションや消費者への情報提供の推進の根拠となる科学的知見の集積に資する研究を引き続き実施することが、食品の安全確保に資する政策の推進に必要不可欠である。</p>
(2) 効率性の観点から	<p>本研究事業の成果が行政施策に効率的に反映されるよう、研究者に加えて、必要に応じて施策の実装に関係する者（事業者等）が研究段階から参加することにより、科学的な知見に基づくと同時に実装における現実的な障害も考慮して研究成果をとりまとめられるような仕組みが設定されている。</p> <p>また、研究班会議に行政や評価委員が出席し意見交換を行うなど、本研究事業において、個別の研究班の成果の質の向上と効率的な研究の遂行及び事業全体の総合的な成果の向上を目指した取り組みが実施されている。</p>
(3) 有効性の観点から	<p>本研究事業の知見は、食品の衛生基準に関する審議会やコーデックス等の国際会議で議論する際のデータとして活用される。また、研究結果については行政機関に限らず広く公表し、国民が有効に利用できる形態で社会に還元される。</p>
(4) 総合評価	<p>食品分野のレギュラトリーサイエンス研究をより一層推進し、本事業を通じて得られた研究成果を食品衛生法、食品表示法等の食品衛生規制に適切に反映することで、国民に対して、より安全が確保された食品等の提供を行うことが期待される。また、国際機関への食品安全に関する科学的根拠の提供などは国際貢献に寄与し、国内規制と国際基準の整合により食品の輸出入における障壁を取り除き、食品輸入の円滑化等につながる。さらに、リスクコミュニケーションの手法の開発、実施等は、消費者、食品事業者、行政等の関係者が相互に信頼できる食品安全施策となることが期待される。</p> <p>以上のように、研究内容と行政での活用が直結していることから、必要性とともに有効性も高い研究事業である。</p>

(参考) 厚生労働省時代の「概算要求前の評価」に係る記載（基準課、監視課分と混在）

●令和6年度研究事業に関する評価【概算要求前の評価】（資料2-4のp134～）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_34134.html

- 令和5年度研究事業に関する評価【概算要求前の評価】（資料2-4のp148～）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_26761.html

- 令和4年度研究事業に関する評価【概算要求前の評価】（資料2-4のp148～）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_19848.html

※なお、令和7年度研究事業に関する評価【概算要求前の評価】は、令和6年度に行うものであるが、食品衛生基準行政の消費者庁への移管の初年度で、各種制度の立ち上げの年度であったため特段行われず、今回の令和8年度に係る【概算要求前の評価】が消費者庁として実質初めての評価になる。

(1) 必要性の観点から

R 6 年 度 要 求	<p>食品の安全は、食中毒、食品中の残留化学物質や放射性物質、新たな食品技術等の急速な進展、輸入食品の安全性問題のように、国民の健康や生活に与える影響が大きく、国民の関心が極めて高い問題である。</p> <p>厚生労働省は食品安全行政の「リスク管理機関」と位置づけられているため、食品の安全性の確保を目的として、リスクの把握と食品基準の遵守や検査法の有効性の検証、国際協調・貢献やリスクコミュニケーションの推進の根拠となる科学的知見の集積に資する研究を引き続き実施し、リスク管理体制を高度化することが必要不可欠である。</p> <p>また、改正食品衛生法（平成30年改正）に基づき、HACCPの制度化や、器具・容器包装のポジティブリスト化等を具体的な施策として着実に進めるとともに、附帯決議となっている5年後の見直しのための制度検証に資する科学的データの収集・分析が必要である。さらに、輸出促進法に基づき、政府一体となった農林水産物・食品の輸出拡大が求められており、欧米等規制の厳しい国への輸出拡大にも対応できる衛生管理体制を確保するために必要な研究を推進することが肝要である。加えて、国際貢献の観点から、コーデックス等の国際機関に提供するデータ、及び、外交交渉等に活用できるデータの収集・分析研究の推進も必要である。</p>
R 5 年 度 要 求	<p>食品の安全については、食中毒、食品中の化学物質や放射性物質、新たな食品技術等の急速な進展、輸入食品の問題のように、国民の健康や生活に与える影響や国民の関心が極めて高く、農林水産物・食品の輸出促進の観点を含めた研究を進める必要がある。</p> <p>食品安全行政の中で厚生労働省は「リスク管理機関」と位置づけられており、本研究事業において食品の安全性の確保を目的としてリスク管理体制の高度化、リスクの把握と食品基準や検査法、国際協調・貢献やリスクコミュニケーションの推進の根拠となる科学的知見の集積に資する研究を引き続き実施することが食品の安全確保の推進に必要不可欠である。また、改正食品衛生法（平成30年改正）に基づき、HACCPの制度化や、器具・容器包装のポジティブリスト化等を具体的な施策として着実に進めるとともに、附帯決議となっている5年後の見直しのための制度検証に資する科学的データが必要である。さらに、輸出促進法に基づき、政府一体となった農林水産物・食品の輸出拡大が求められているところ、欧米等規制の厳しい国への輸出拡大にも対応できる衛生管理体制を確保するために必要な研究を推進する必要がある。加えて、コーデックス等の国際機関に提供するなど国際貢献に活用できるデータ、及び、外交交渉等で用いるデータの収集も必要である。</p>

R 4 年 度 要求	<p>食品の安全については、例えば腸管出血性大腸菌による食中毒、食品中の化学物質や放射性物質、輸入食品の問題のように、国民の健康や生活に与える影響や国民の関心が極めて高い。</p> <p>食品安全行政の中で厚生労働省は「リスク管理機関」と位置づけられており、本研究において食品の安全性の確保を目的としてリスク管理体制の高度化、リスクの把握と食品基準や検査法、国際協調・貢献やリスクコミュニケーションの推進の根拠となる科学的知見の集積に資する研究を引き続き実施することが食品の安全確保の推進に必要不可欠である。また、進展する科学技術が食品にも応用され、食品技術が多様化・高度化し、また食品関連業界においても SDGs の取組が進む状況にあることから、それらが食品等に与える影響への対応も必要である。</p> <p>また、平成 30 年 6 月に食品衛生法が改正され、令和 2 年 6 月、令和 3 年 6 月に段階的に施行されたことを踏まえ、HACCP の制度化や、器具・容器包装のポジティブリスト化等を具体的な施策として着実に進めるとともに、附帯決議となっている 5 年後の見直しのための制度検証に資する科学的データが必要である。</p> <p>さらに、輸出食品の拡大に向けて「農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律」が令和 2 年 4 月に施行され、政府一体となった輸出の促進が求められているところ、欧米等規制の厳しい国への輸出拡大にも対応できる衛生管理体制を確保するために必要な研究を推進する必要がある。加えて、コーデックス等の国際機関に提供するなど国際貢献に活用できるデータ、及び、外交交渉等で用いるデータの収集も必要である。</p>
------------------	--

(2) 効率性の観点から

R 6 年 度 要求	<p>本研究事業の成果が行政施策に効率的に反映されるよう、研究者に加えて、必要に応じて施策の実装に関係する者（事業者等）が研究段階から参加することにより、科学的な知見に基づくと同時に実装における現実的な障害も考慮して研究成果をとりまとめられるような仕組みが設定されている。また、食品の安全確保推進研究事業の総合的推進のための研究（以下、「総合的推進研究」という。）において、個別の研究班の成果の質の向上と効率的な研究の遂行及び事業全体の総合的な成果の向上を目指した取り組みが実施されている。</p>
R 5 年 度 要求	<p>本研究事業における研究成果が行政施策に効率的に反映されるよう、研究者に加えて、施策の実装に関係する者（事業者等）が研究段階から加わることにより、科学的な知見に基づきながら実装における現実的な障害も加味して研究成果をとりまとめられるように研究班が設定されている。</p> <p>また、食品安全に関する研究調査の横断的かつ俯瞰的な評価・戦略策定を充実するための研究（以下、「総合的推進研究」という。）において、食品の安全確保推進研究事業の個別の研究班の成果の質の向上と効率的な研究の遂行及び事業全体の総合的な成果の向上が見込まれる。</p>
R 4 年 度 要求	<p>本研究事業における研究成果が行政施策に効率的に反映されるよう、科学者に加えて、事業者の立場も有する者等施策実装時に関係する者が研究段階から加わることにより、科学的な知見に基づきながら実装における障害も現実的に加味して研究成果をとりまとめられるよう研究班が設定されている。</p>

	<p>また、食品安全に関する研究調査の横断的かつ俯瞰的な評価・戦略策定を充実するための研究が設置されており、これにより、食品の安全確保推進研究事業の個別の研究班の成果の質の向上、及び総合的な成果の向上が見込まれる。</p> <p>令和3年度より新規に計画されている研究課題についても、行政施策に効率的に反映されるものが選択されている。</p>
--	---

(3) 有効性の観点から

R 6 年 度 要求	<p>本研究事業の知見は、食品の基準や安全性に関する審議会やコーデックス等の国際会議で議論する際のデータとして活用される。また、研究結果については行政機関に限らず広く公表し、国民が有効に利用できる形態で社会に還元される。</p> <p>さらに、若手研究者枠を設置し積極的に人材育成を図ることで、将来にわたる食品衛生研究の充実への貢献及び食品安全行政の切れ目のない永続的な体制の整備が図られている。また、研究事業全体をコーディネートする総合的推進研究によって、各研究班は助言・指導等を得る機会が設定されているなど、実効性が期待できる。</p>
R 5 年 度 要求	<p>本研究事業により得た知見は、食品の基準や安全性に関する審議会やコーデックス等の国際機関における議論する際のデータとして活用されている。また、研究結果については行政機関に限らず広く公表し、国民が有効に利用できる形態で社会に還元している。</p> <p>さらに、若手枠を設置し積極的に若手育成を図ることで、将来にわたる食品衛生研究の充実への貢献及び食品安全行政の切れ目なく継続していく体制の整備が図られている。そして、各研究班は、総合的推進研究により助言等を得る機会が設けられているなど、実効性が期待できる。</p>
R 4 年 度 要求	<p>本研究事業により得た知見を、食品の基準や安全性に関する審議会やコーデックス等の国際機関における議論する際のデータとして活用されている。また、研究結果については行政機関に限らず広く公表し、国民が有効に利用できる形態で社会に還元している。</p>

(4) 総合評価

R 6 年 度 要求	<p>本事業を通じて得られた研究成果は、食品衛生規制に適切に反映され、国内の食中毒被害の発生件数や死亡者数の減少、被害拡大防止等が期待される。また、国際機関への食品安全に関する科学的根拠の提供などは国際貢献に寄与し、国内規制と国際基準の整合により食品の輸出入における障壁を取り除き、食品輸入の円滑化、農林水産物・食品の輸出額の直接的な増加等につながる。さらに、リスクコミュニケーションの手法の開発、実施等は、消費者、食品事業者、行政等の関係者が相互に信頼できる食品安全施策となることが期待される。</p> <p>以上のように、研究内容と行政での活用が直結していることから、必要性とともに有効性も高い研究事業である。</p>
R 5 年 度 要求	<p>本事業を通じて得られた研究成果は、食品衛生法等の食品衛生規制に適切に反映され、国内の食中毒被害の発生件数の低下、死亡者数の低下等が期待される。また、国際機関への食品安全の向上に関する情報提供などは国際貢献に寄与し、国内規制と国</p>

	<p>際基準の整合性により食品の輸出入における障壁を取り除き、食品輸入の円滑化、農林水産物・食品の輸出額の増加等につながる。さらに、リスクコミュニケーションの手法の開発、実施等は、消費者、食品事業者、行政等の関係者が相互に信頼できる食品安全施策となることが期待される。</p> <p>以上のように、研究内容と行政での活用が直結していることから、必要性とともに有効性も高い研究事業である</p>
<p>R 4 年 度 要求</p>	<p>本事業を通じて得られた研究成果を食品衛生法等の食品衛生規制に適切に反映することで、国民に対して、より安全が確保された食品等の提供を行うことを通して、国内の食中毒被害の発生件数の低下、死亡者数の低下等が期待される。また、国際機関への情報提供などを通じて、食品安全の向上に関する国際貢献においてわが国が高い評価を得ることが期待される。また、国内規制と国際基準の整合性を確保することにより食品の輸出入における障壁を取り除くことにより、食品輸入の円滑化、農林水産物・食品の輸出額の増加等につながることも期待される。さらに、効果的なリスクコミュニケーションの手法の開発、実施等を通じて、研究成果を発信し、消費者、食品事業者、行政等の関係者が相互に信頼できる食品安全施策となることが期待される。</p> <p>以上のように、研究内容と行政での活用が直結していることから、必要性とともに有効性も高い研究事業である。</p>